

長浜市選挙管理委員会告示第18号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法施行令（昭和25年法律第89号）第50条第1項又は第2項に規定する投票用紙及び投票用封筒について、交付場所及び期間を次のとおり定めたので告示する。

令和7年7月3日

長浜市選挙管理委員会委員長 河崎 顯了

- 1 場所 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁不在者投票所
長浜市木之本町木之本1757番地2 長浜市役所北部合同庁舎不在者投票所
- 2 期間 本庁及び北部合同庁舎の不在者投票所
令和7年7月4日から7月19日までの
毎日午前8時30分から午後8時まで

ただし、郵便によるものについては令和7年7月2日から交付開始